３０人以下学級早期完全実現を求める意見書

2021 年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、公立小学校の学級編制の標準は、段階的に 35 人へと引き下げられた。しかし、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導と支援を充実させるためには、さらなる少人数学級の推進が求められる。

沖縄県においては、独自の少人数学級施策により、小学校低学年の 30 人以下学級や、その他の学年における 35 人以下学級の取組が進められてきた。一方、特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ場合など、学級編制上の人数と実際の授業参加人数が異なる状況もあり、教育環境の一層の充実が必要である。

すべての子どもが、等しく良質な教育を受け、安心して学べる環境を整えることは、国及び地方公共団体の重要な責務である。少人数学級の実現には、教職員の計画的な確保と学校施設の整備を併せて進める必要がある。

よって、国及び沖縄県におかれては、30 人以下学級の早期完全実現に向け、次の事項について必要な措置を講ずるよう強く要請する。

記

1　教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保できるよう、教職員の業務負担の軽減及び長時間勤務の是正を図り、学校における働き方改革を一層推進すること。
2　国においては、教職員定数に関する法制度の改善を図り、沖縄県と連携して 30 人以下学級の早期完全実現を推進すること。
3　沖縄県においては、県独自の少人数学級施策について、小学校１・２年生の 30 人以下学級及び小学校３年生から中学校３年生までの 35 人以下学級の対象を拡大するとともに、施策の適用に係る「25 人以上」の下限条件の引下げを図ること。
4　沖縄県においては、インクルーシブ教育の充実の観点から、少人数学級施策における学級の人数の取扱いについて、特別支援学級に在籍し通常の学級の授業に参加する児童生徒も含めるよう見直すこと。
5　国及び沖縄県においては、30 人以下学級の実現に伴い必要となる教室の増設等の教育環境整備を、早急かつ計画的に進めること。
6　国及び沖縄県においては、少人数学級の実現に伴い増員する教職員について、臨時的任用による対応ではなく、正規教職員を配置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月１９日

沖縄県北谷町議会議長　友利　勉

あて先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　文部科学大臣　総務大臣　財務大臣　沖縄県知事
沖縄県教育委員会教育長